第二号ロの表株式会社都城くみあい食品の項中「耕種農業」の下に「、惣菜製造業」を加え、同表に次のように加える。

株式会社スーパーラック	静岡県牧之原市波津三丁目二十八番地　惣菜製造業

○法務省告示第三百三十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

山陽染工児島ファクトリー株式会社	岡山県倉敷市児島上の町四丁目三番九号　染色

○法務省告示第三百三十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十二日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表アサヒフォージ株式会社の項中「愛知県名古屋市北区金田町四丁目十六番地」を「岐阜県美濃市楓台七十二番地二」に改める。

○法務省告示第三百三十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

瀧川オブラート株式会社	愛知県新城市一鍬田字清水野三番三　プラスチック成形

○法務省告示第三百三十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十二日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

有限会社萃明	北海道旭川市永山十二条二丁目九番十六号　塗装

○法務省告示第三百三十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月二十二日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表富山住友電工株式会社の項中「アルミ棒材伸直・梱包」の下に「、機械保全」を加え、同表に次のように加える。

有限会社ＢＲＥ関東	埼玉県越谷市大字大杉七十七番地四　仕上げ
マチダテクノ株式会社	沖縄県沖縄市字登川三千四百五十八番地　塗装

○農林水産省告示第千三百三十五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十八年六月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

福島県高森地すべり防止区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱六号（塩野地すべり防止区域（昭和四十二年十一月三十日建設省告示第三千九百四十号）標柱九号）までを順次結んだ線、標柱六号から塩野地すべり防止区域（昭和五十五年四月四日建設省告示第八百六号）の境界線に沿って標柱七号（塩野地すべり防止区域標柱十三号）に至る線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域

福島県河沼郡柳津町大字猪倉野

字大高森　乙七八七番　標柱一号
字高森　乙七八八番　標柱二号
字南山　乙七六七番一八　標柱三号
乙七六七番一　標柱四号
字宇津野　乙六五二番　標柱五号
字中村　乙七〇番　標柱六号
字松原　乙二一番ル　標柱七号

○国土交通省告示第八百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年六月二十二日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

郷ノ瀬川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県西脇市郷瀬町

字旗頭　六六九番二地先道路敷　一号から十二号まで
六六九番二　三号
六六九番一七　四号
六六九番一二　五号
六六九番二一　
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

追分川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県たつの市神岡町追分

字東山　一七七番九一地先道路敷　一号
一七七番九一　二号
一七七番九二　三号から五号まで
一七七番九三　六号
一七七番八〇　七号、八号及び十号
一七七番五六　九号
一七七番五八　十一号及び十二号
六二九番二　
一七七番七四　十三号
一七七番八一　十四号
一七七番七三地先道路敷　十五号
一七七番八七地先道路敷　十六号
一七七番一〇〇　十七号から二十一号まで
一七七番九四　二十二号
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高中川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

兵庫県養父市奥米地

字高中　五七番一九　六八番二及び六八番一五から六八番一八まで
五八番六　四六三番三
六〇番四　四六五番二
六五番一二